

さいたまブロンコスパートナー利用規約

本規約は、埼玉ブロンコス株式会社（以下、「埼玉ブロンコス」といいます。）が運営するバスケットボールチーム「さいたまブロンコス（The Saitama Broncos）」（以下、「本チーム」といいます。） に関し、パートナーに適用される諸条件を定めるものです。

第1条(目的)

本規約は、パートナーが、本チーム運営事業を協賛し、埼玉ブロンコスが本チームの活動においてパートナーの社名の掲出等を行うことにより、パートナーと埼玉ブロンコス相互の事業活動の進展を図るとともに、埼玉県におけるバスケットボールの普及・振興、スポーツ文化の振興、及び地域の活性化に寄与するため、本チームのパートナーとなること、及びその内容を定めることを目的とします。

第2条(本契約の成立)

1. パートナーになろうとする者（以下、「申込者」といいます。）は、本規約の内容に同意の上、埼玉ブロンコス所定の申込書を埼玉ブロンコスに提出するものとします。
2. 埼玉ブロンコスが前項の申込を承諾した時点で、申込者はパートナーとなり、パートナーと埼玉ブロンコスとの間に本規約及び申込書の内容に基づく契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとします。
3. 埼玉ブロンコスは、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込みを承諾しない場合があります。
 - ① 埼玉ブロンコスグループに関する金銭債務の不履行、その他の契約等に違反したことがあるとき
 - ② 申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入漏れがあったとき
 - ③ 金銭債務その他の債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - ④ その他埼玉ブロンコスが不適当と判断したとき

第3条 (特典)

埼玉ブロンコスがパートナーに対し付与する権利（以下、「特典」といいます。）の内容、詳細、および諸条件については、埼玉ブロンコス所定の申込書または埼玉ブロンコスとパートナーが別途合意する書面（電子的なものを含みます。）に定めるものとします。

第4条 (協賛料等)

1. パートナーは、埼玉ブロンコスに対し、前条の特典付与の対価として、申込書に記載された協賛料を支払います。

2. パートナーは、埼玉ブロンコスに対し、埼玉ブロンコスから請求書を受領した月の翌月末日までに、前項の協賛料を埼玉ブロンコスの指定する請求書記載の銀行口座に振り込み送金する方法により支払うものとします。なお、振込手数料はパートナーの負担とします。
3. パートナーは、本契約成立後、理由の如何を問わず、協賛期間の途中で退会（解約）することはできず、埼玉ブロンコスは受領した協賛料の返金は一切行いません。

第5条（有効期間）

本契約の有効期間は、申込書において埼玉ブロンコスとパートナーが合意した期間とします。

第6条（権利及び義務譲渡の禁止）

パートナー及び埼玉ブロンコスは、相手方の書面による承諾なくして、本契約に関連して発生する権利及び義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又は承継させてはなりません。

第7条（運営権が移転する場合）

埼玉ブロンコスが、本チームを運営する権利を譲渡その他の事由により第三者に移転する場合、埼玉ブロンコスは、当該第三者がパートナーとの間で本契約と同一内容の契約を締結するよう努めるものとします。

第8条（契約解除）

1. パートナー及び埼玉ブロンコスは、相手方に以下の事由の一が生じた場合には、何らの通知催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - ① 申込書その他の書類に故意又は重過失による虚偽記載又は記入漏れがあった場合。
 - ② 協賛料の支払期日から10日以上経過しても支払がない場合
 - ③ 自ら振出し又は引受けた手形又は小切手が不渡りになり、その他、支払不能の状態が生じた場合。
 - ④ 破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別清算の申立を行った場合。
 - ⑤ 重要な財産について、差押、仮差押又は仮処分を受けた場合。
 - ⑥ その他、債務の履行が困難であると認めるに足る相当の事由が生じた場合。
2. パートナー及び埼玉ブロンコスは、相手方が次の各号の一に該当した場合には、当該違反の是正を書面により指摘し、その後相当期間以内に是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - ① 本契約の条項の一にでも違反した場合（前項各号に定める場合を除く。）

- ② 自己の信用、イメージを著しく失墜させ、又は相手方の信用、イメージを著しく失墜させた場合。
 - ③ その他、本契約の目的を著しく害する行為があった場合。
3. 前二項の解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げません。

第9条 (秘密保持)

パートナー及び埼玉ブロンコスは、本契約の内容及び本契約を履行するに当たって知得した相手方及びその顧客その他の関係者に関する情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示してはなりません。但し以下の各号の一に該当する場合は、この限りではありません。

- ① 当該情報を取得した時点において既に公知であった情報。
- ② 当該情報を取得した時点で、既に知っていた情報。
- ③ 当該情報を取得した後に、取得者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。但し、公知となった後の開示に限ります。
- ④ 当該情報を取得した後に、取得者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報。

第10条 (損害賠償)

パートナー及び埼玉ブロンコスは、本契約上の義務に違反して、相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、現実が発生した通常かつ直接の損害を賠償するものとします。なお、パートナー又は埼玉ブロンコスから相手方に対する損害賠償については、本契約締結時から賠償義務発生時まで、パートナーが埼玉ブロンコスに対し支払った協賛料を上限とします。

第11条 (不可抗力による免責)

埼玉ブロンコスは、天候不良等の正当な理由による対象試合の中止、災害、台風、天災地変等の不可抗力、戦争、紛争、ウイルス等の感染症による緊急事態宣言やそれと同等の措置が取られた場合、及びそれらに準ずる無観客試合、その他自己の責めに帰すべからず事由によって、第3条に掲げるパートナーの特典が不能となった場合は、本契約に一切の変更を及ぼさないものとし、また、パートナーに対する損害賠償責任を負わないものとします。但し、埼玉ブロンコスは誠意をもってパートナーの特典の代替を検討しパートナーと協議します。

第12条(反社会的勢力の排除)

1. パートナー及び埼玉ブロンコスは、相手方当事者に対して、自社（自社の役員、実質的に経営権を有する者及び経営に実質的に関与している者を含む。以下、本項に

において同じ。)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等(以下、「暴力団員等」という。)であること。
 - ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ⑦ 暴力団員等又は前各号のいずれか一にも該当する者又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人と人的・資金的・経済的に深い関係を有すること。
 - ⑧ その他前各号に準ずる者であること。
2. パートナー及び埼玉ブロンコスは、相手方当事者に対して、自社又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いる行為。
 - ② 違法行為又は不当要求行為。
 - ③ 業務を妨害する行為。
 - ④ 名誉や信用等を毀損する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
3. パートナー及び埼玉ブロンコスは、第1項の表明が真実と異なるか不正確であることが判明した場合、又は前二項のいずれかに違反した場合は、何ら催告なく、相手方当事者により本契約に基づく取引が停止され又は本契約が解除されても一切異議を申し立てず、また相手方当事者に対し損害の賠償若しくは損失の補償を求めないとともに、これらにより相手方当事者に損害が生じた場合は、これを賠償するほか自社において一切の責任を負うことを確約します。

第13条 (本規約の変更)

1. 埼玉ブロンコスは、埼玉ブロンコスの判断により、本規約を変更することができます。
2. 埼玉ブロンコスは、本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の1ヶ月前までに、変更後の本規約の内容を埼玉ブロンコスの公式ホ

ームページへの掲示その他埼玉ブロンコス所定の方法によりパートナーに通知するものとします。

3. 前項の効力発生時期の到来をもって、変更後の本規約が適用されるものとします。

第14条(個人情報等の取扱い)

埼玉ブロンコスは、申込書に基づきお預かりした情報（個人情報を含みます。）を、パートナーへの連絡、通知、及び本契約の履行のために利用させていただきます。

第15条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、パートナー及び埼玉ブロンコスはいずれも誠意をもって協議の上、これを解決しなければなりません。

第16条（裁判管轄）

本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

最終改定日：2026 年 7 月 1 日

さいたまブロンコス 商品制作・販売規約

第1条（目的）

本規約は、埼玉ブロンコス株式会社（以下「埼玉ブロンコス」といいます。）が提供する商品の制作および販売に関するサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供条件を定めるものです。

第2条（契約の成立）

1. 本契約は、申込者が所定の申込書を提出し、埼玉ブロンコスがこれを承諾する通知を発信した時点で成立します。
2. 埼玉ブロンコスは、申込者が反社会的勢力に該当する場合や、過去に債務不履行がある場合、その他埼玉ブロンコスが不適当と判断した場合には、申し込みを拒絶できるものとします。

第3条（制作および仕様）

1. 商品の制作は、埼玉ブロンコスまたは埼玉ブロンコスが指定する第三者が行い、その仕様（ロゴ、名入れ等）は、申込者が指定し、埼玉ブロンコスが承認したデザイン案に基づきます。
2. 申込者は、指定するデザインやロゴ等が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証します。万が一、第三者から権利侵害の主張がなされた場合、申込者の責任と費用で解決するものとします。
3. デザイン確定がお申込者の責により遅延した場合、納品予定日も相応の期間順延されます。また、確定後の仕様変更は原則として認められず、変更により生じた追加費用は申込者の負担とします。

第4条（納品および検収）

1. 埼玉ブロンコスは、制作完了後、申込者が指定した配送先へ商品を配送します。なお、配送は埼玉ブロンコスが委託する制作会社等から直接行われる場合があることを、申込者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 商品が配送先に到達した日から7日以内に申込者から書面等による異議申し立てがない場合、当該期間の経過をもって検収完了（納品完了）とみなします。
3. 前項のみなし検収の完了をもって、埼玉ブロンコスは申込者に対し、代金の請求を行うことができるものとします。

第5条（代金の支払いおよび遅延損害金）

1. 申込者は、埼玉ブロンコスが発行する請求書に基づき、指定の期日までに代金を支払うものとします。振込手数料は申込者の負担とします。
2. 申込者が代金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を埼玉ブロンコスに支払うものとします。

第6条（キャンセルおよび契約解除）

1. 本契約成立後の申込者都合によるキャンセルについては、制作進行度に応じた実費（部材費、デザイン料、制作会社へのキャンセル料等）を全額請求いたします。
2. 申込者が次の各号の一に該当したときは、埼玉ブロンコスは何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとします。
 - (1) 本規約の条項に違反したとき
 - (2) 反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力と不適切な関係を有すると埼玉ブロンコスが判断したとき
 - (3) 差押、仮差押、競売、破産等の申立てを受け、または自らこれらを申し立てたとき

第7条（不具合対応）

1. 納品後 30 日以内に発見された製造上の初期不良（空気漏れ等）に限り、埼玉ブロンコスは良品との交換を行います。
2. あらかじめ予備品を同梱して納品した場合、予備品の範囲内での不具合については交換対象外とします。

第8条（実績の公開）

埼玉ブロンコスは、本サービスによる制作・販売の実績を、埼玉ブロンコスまたは埼玉ブロンコスグループ企業の広報、Web サイト、SNS、営業資料等において実績として公開できるものとします。ただし、申込者が事前に異議を述べた場合はこの限りではありません。

第9条（個人情報の取扱い）

1. 埼玉ブロンコスは、本サービスの提供にあたり申込者から取得した配送先情報（名称、住所、担当者名、電話番号等）を、商品の配送および本契約の履行に必要な範囲でのみ利用します。
2. 申込者は、埼玉ブロンコスが前項の利用目的の範囲内で、配送先情報を制作会社等の配送作業受託者に提供することにあらかじめ同意するものとします。
3. 申込者は、埼玉ブロンコスに提供する配送先情報について、当該本人から埼玉ブロンコスへの提供および前項の第三者提供に関する同意を得ていることを保証するものとします。

第10条（秘密保持）

申込者および埼玉ブロンコスは、本契約に関連して知り得た相手方の技術上または営業上の秘密を、第三者に漏洩してはならないものとします。

第11条（免責）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、物流の混乱、その他埼玉ブロンコスの責に帰すべからざる事由により本契約の履行が遅延または不能となった場合、埼玉ブロンコスはその責任を負わないものとします。
2. 申込者が提供した配送先情報の不備、誤記、または受領側の不在等により再配送が生じた場合、これに要する費用および損害はすべて申込者の負担とします。

第12条（権利義務の譲渡禁止）

申込者は、埼玉ブロンコスの書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供してはならないものとします。

第13条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

最終改定日：2026 年 7 月 1 日

さいたまブロンコス 法人シーズンシート販売規約

本規約は、埼玉ブロンコス株式会社（以下「埼玉ブロンコス」という）が販売する法人様向けシーズンシート（以下「本チケット」という）の購入および利用に関する条件を定めるものです。申込者（法人または個人事業主）は、本規約に同意の上、本チケットを申し込むものとします。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定める通りとします。

- ① 「本チケット」とは、埼玉ブロンコスが提供するレギュラーシーズンのうち、法人様向けに販売するシーズンシート（観戦チケット）のことをいい、具体的な対象試合（会場・日程等）の詳細は、埼玉ブロンコスの公式 WEB サイトおよび B.LEAGUE チケットサイト等にて告知するものとします。
- ② 「本権利」とは、本チケットに基づき付与される、対象試合の観戦チケットと引き換えることができる権利（電子チケット・PDF チケット・紙チケット等）をいいます。
- ③ 「対象試合」とは、申込書（WEB 上の申込フォームを含みます。以下同様とします）に記載された対象のシーズンにおいて、埼玉ブロンコスが主催するホームゲーム（公式戦）をいいます。

第2条（契約の成立）

1. 申込者が、埼玉ブロンコスの指定する申込書を提出し、埼玉ブロンコスがこれを受領した上で、申込者に対して承諾の通知を行った時点をもって、本チケットに係る売買契約が成立するものとします。
2. 契約成立後における、申込者の都合による申込みの撤回、キャンセル、プランの変更、および枚数の減少は一切お受けできません。

第3条（プラン内容および価格）

本チケットの種類、価格、含まれるチケット枚数、対象座席および付帯特典等の詳細については、別途埼玉ブロンコスが定める申込書に記載の通りとします。

第4条（本権利の付与およびチケット引換方法）

1. 埼玉ブロンコスは、申込者による本チケットの購入手続き完了後、電子チケット・PDF チケット・紙チケットのいずれか選択された形式を申込者に付与します。
2. 申込者およびその指定する利用者（以下「利用者」という）は、B.LEAGUE が提供

する指定のチケットシステム（B チケアカウント等）を通じて、個別に対象試合の観戦チケット（以下「シーズンチケット」という）の引き換えを行うものとします。希望された場合のみ B.LEAGUE が提供する指定のチケットシステムを通じて PDF チケットまたは紙チケットの郵送での発券を行います。なお、PDF チケットを選択した場合はリセール機能が利用できず、紙チケットを選択した場合は電子共有機能およびリセール機能のいずれも利用できないものとし、申込者はこれらをあらかじめ了承するものとします。

3. 座席は各シーズンチケットごとの対象試合にのみ適用となり、対象試合に含まれない試合でのご利用はいただけません。なお、対象試合は浦和駒場体育館および所沢市民体育館のそれぞれ開催ごとの対象試合であり、公式戦レギュラーシーズンのみに限るものとします。
4. チケットは会場に各発券方法ごとにお持ち込みいただき、入場口で QR コードをスキャンすることで利用いただけますがお忘れの場合はご入場いただけません。現地での再発行も致しかねますのでご注意ください。

第5条（本権利等の管理責任）

1. 申込者は、埼玉ブロンコスから付与された本権利（電子チケット・PDF チケット・紙チケット等）を、自己の責任において厳重に管理するものとします。
2. 申込者の管理不十分、使用上の過誤、または第三者の不正利用等により生じた損害の責任は申込者が負うものとし、埼玉ブロンコスは一切の責任を負いません。また、これにより本権利が消費された場合、再発行はいたしかねます。

第6条（有効期限および失効）

1. 本権利の有効期限は、申込書に記載された対象シーズンの終了日までとします。
2. 有効期限内に引き換えられなかった未使用の本権利は、有効期限の経過をもって自動的に失効します。埼玉ブロンコスは、失効した本権利について、返金、換金、次シーズンへの繰り越し、その他の補償を一切行いません。

第7条（代金の支払）

1. 埼玉ブロンコスは、契約成立後に本チケットの請求書を発行し、申込者は請求書に記載された期日（原則として翌月末日）までに埼玉ブロンコスの指定する銀行口座へ代金を一括して振り込むものとします。ただし、申込書において別段の定め（分割払いの指定等）をした場合は、その定めに従うものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。
2. 申込者が申込書においてカード支払いを選択した場合、申込者は B.LEAGUE が提供する指定のチケットシステムを通じて、埼玉ブロンコスが指定する期日までに決

済手続きを完了するものとします。この場合、申込書に定める所定のシステム手数料は申込者の負担とします。

3. 前各項に定める支払期日までに入金または決済が確認できない場合、埼玉ブロンコス は年 14.6%の割合による遅延損害金を請求できるものとします。

第8条（利用範囲および転売の禁止）

1. 申込者は、本権利および引換チケットを、自社の役員、従業員に対する福利厚生や自社の求人広告などでの採用強化等の目的で利用させるためにのみ購入することができます。
2. 申込者は、前項に定める目的以外の目的（不特定多数を対象とする SNS キャンペーン等の広告宣伝、自社店舗等への集客・販売促進目的、その他これらに類するプロモーション目的での利用を含みますが、これらに限りません）のために本権利および引換チケットを利用し、または第三者に利用させてはならないものとします。また、本権利および引換チケットについて、営利を目的とした第三者への転売（インターネットオークション、チケットショップ、フリマアプリ、SNS 等での有償譲渡を含みますが、これらに限りません）を行う行為を固く禁じます。電子チケット発券時にのみ B.LEAGUE が提供する指定のチケットシステムを通じてリセール機能を活用し、システム上にて保有している座席の再販を実施することができます。なお、リセール機能の利用に伴い発生する所定の手数料は、申込者または利用者の負担とします。
3. 申込者は、利用者に対し「B.LEAGUE 観戦ルールおよびマナー」を遵守させる義務を負います。利用者がこれらに違反した場合、埼玉ブロンコスは入場をお断りし、または退場を命じることができ、この場合、代金の返還は行いません。

第9条（試合の中止・変更および免責）

1. 不可抗力等により対象試合が中止または延期となった場合、または開催日が変更となった場合に限り、既に当該試合に引き換え済みのチケットは無効となります。この場合、埼玉ブロンコスは当該チケット分の本権利（引換枠）を申込者に差し戻すものとし、原則として現金による返金を行いません。ただし、シーズン自体の打ち切り等により代替試合の開催が不可能となった場合は、双方誠意をもって対応を協議するものとします。なお、同日内での試合開始時間のみの変更については、チケットは引き続き有効とし、本権利の差し戻しや返金等の対象外とします。
2. 引換チケットの紛失・破損等による再発行はいたしかねます。
3. 会場までの交通費・宿泊費等は利用者の自己負担となります。

第10条（個人情報の取扱い）

埼玉ブロンコスは、本チケットの申込みおよびチケット引き換えを通じて取得した個人情報について、埼玉ブロンコスのプライバシーポリシーに従い、適切に管理・運用（試合案内、ファン埼玉ブロンコス等のマーケティング活動への利用を含みます）するものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

申込者、その役員、または利用者が暴力団等の反社会的勢力に該当することが判明した場合、埼玉ブロンコスは催告なく契約を解除し、未引き換えの本権利および引換済みのチケットをすべて無効とします。この場合、埼玉ブロンコスは受領済みの代金を返還しません。

第12条（本規約の変更）

1. 埼玉ブロンコスは、法令の改正、社会情勢の変化、またはチケットシステムの仕様変更等の理由がある場合、本規約を変更することができるものとします。
2. 埼玉ブロンコスが本規約を変更する場合、変更後の規約内容および適用開始日を、埼玉ブロンコスの公式 WEB サイト等へ掲載する方法により、あらかじめ申込者に告知するものとします。

第13条（管轄）

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

最終改定日：2026 年 7 月 1 日

さいたまブロンコス 法人チケットプラン販売規約

本規約は、埼玉ブロンコス株式会社（以下「埼玉ブロンコス」という）が販売する法人向け観戦チケットプラン（以下「本プラン」という）の購入および利用に関する条件を定めるものです。申込者（法人または個人事業主）は、本規約に同意の上、本プランを申し込むものとしします。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定める通りとしします。

- ① 「本プラン」とは、埼玉ブロンコスが提供する特定の枚数分のホーム試合観戦チケットの引換権および付帯特典をパッケージにした法人向け商品をいいます。
- ② 「本権利」とは、本プランに基づき付与される、対象試合の観戦チケットと引き換えることができる権利（クーポンコード等の形式で提供されるものを含みます）をいいます。
- ③ 「対象試合」とは、申込書（WEB 上の申込フォームを含みます。以下同様としします）に記載された対象のシーズンにおいて、埼玉ブロンコスが主催するホームゲーム（公式戦レギュラーシーズンに限るものとし、プレーオフ等のポストシーズンは除きます）をいいます。

第2条（契約の成立）

1. 申込者が、埼玉ブロンコスの指定する申込書を提出し、埼玉ブロンコスがこれを受領した時点をもって、本プランに係る売買契約が成立するものとしします。
2. 契約成立後における、申込者の都合による申込みの撤回、キャンセル、プランの変更、および枚数の減少は一切お受けできません。

第3条（プラン内容および価格）

本プランの種類、価格、含まれるチケット枚数、対象座席および付帯特典等の詳細については、別途埼玉ブロンコスが定める申込書に記載の通りとしします。

第4条（本権利の付与およびチケット引換方法）

1. 埼玉ブロンコスは、申込者による本プランの購入手続き完了後、チケット引き換え用の本権利（クーポンコード等）を申込者に付与します。
2. 申込者およびその指定する利用者（以下「利用者」という）は、B.LEAGUE が提供する指定のチケットシステム（B チケアカウント等）を通じて、個別に対象試合の観戦チケット（以下「引換チケット」という）の引き換えを行うものとしします。

3. 各試合の座席の引き換えは先着順であり、数量限定となります。希望する試合が満席または定員に達した場合、本権利を当該試合のチケットに引き換えることはできません。埼玉ブロンコスが特定の試合の座席（席種を含みます）の確保を保証するものではありません。
4. チケットの引き換え期限は、原則として各試合開催日の 1 週間前までとします。期限を過ぎた場合の引き換えは対応いたしかねます。

第5条（本権利等の管理責任）

1. 申込者は、埼玉ブロンコスから付与された本権利（クーポンコード等）を、自己の責任において厳重に管理するものとします。
2. 申込者の管理不十分、使用上の過誤、または第三者の不正利用等により生じた損害の責任は申込者が負うものとし、埼玉ブロンコスは一切の責任を負いません。また、これにより本権利が消費された場合、再発行はいたしかねます。

第6条（有効期限および失効）

1. 本権利の有効期限は、申込書に記載された対象シーズンの終了日までとします。
2. 有効期限内に引き換えられなかった未使用の本権利は、有効期限の経過をもって自動的に失効します。埼玉ブロンコスは、失効した本権利について、返金、換金、次シーズンへの繰り越し、その他の補償を一切行いません。

第7条（代金の支払）

1. 埼玉ブロンコスは、契約成立後に本プランの請求書を発行し、申込者は請求書に記載された期日（原則として翌月末日）までに埼玉ブロンコスの指定する銀行口座へ代金を一括して振り込むものとします。ただし、申込書において別段の定め（分割払いの指定等）をした場合は、その定めに従うものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。
2. 支払期日までに入金を確認できない場合、埼玉ブロンコスは年 14.6%の割合による遅延損害金を請求できるものとします。

第8条（利用範囲および転売の禁止）

1. 申込者は、本権利および引換チケットを、自社の役員、従業員に対する福利厚生や自社の求人広告などでの採用強化等の目的で利用させるためにのみ購入することができます。
2. 申込者は、前項に定める目的以外の目的（不特定多数を対象とする SNS キャンペーン等の広告宣伝、自社店舗等への集客・販売促進目的、その他これらに類するプロモーション目的での利用を含みますが、これらに限りません）のために本権利およ

び引換チケットを利用し、または第三者に利用させてはならないものとします。また、本権利および引換チケットについて、営利を目的とした第三者への転売（インターネットオークション、チケットショップ、フリマアプリ、SNS 等での有償譲渡を含みますが、これらに限りません）を行う行為を固く禁じます。

3. 申込者は、利用者に対し「B.LEAGUE 観戦ルールおよびマナー」を遵守させる義務を負います。利用者がこれらに違反した場合、埼玉ブロンコスが入場をお断りし、または退場を命じることができ、この場合、代金の返還は行いません。

第9条（試合の中止・変更および免責）

1. 不可抗力等により対象試合が中止または延期となった場合、既に当該試合に引き換え済みのチケットは無効となります。この場合、埼玉ブロンコスは当該チケット分の本権利（引換枠）を申込者に差し戻すものとし、原則として現金による返金はありません。ただし、シーズン自体の打ち切り等により代替試合の開催が不可能となった場合は、双方誠意をもって対応を協議するものとします。
2. 引換チケットの紛失・破損等による再発行はいたしかねます。
3. 会場までの交通費・宿泊費等は利用者の自己負担となります。

第10条（個人情報の取扱い）

埼玉ブロンコスは、本プランの申込みおよびチケット引き換えを通じて取得した個人情報について、埼玉ブロンコスのプライバシーポリシーに従い、適切に管理・運用（試合案内、ファン埼玉ブロンコス等のマーケティング活動への利用を含みます）するものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

申込者、その役員、または利用者が暴力団等の反社会的勢力に該当することが判明した場合、埼玉ブロンコスは催告なく契約を解除し、未引き換えの本権利および引換済みのチケットをすべて無効とします。この場合、埼玉ブロンコスは受領済みの代金を返還しません。

第12条（本規約の変更）

1. 埼玉ブロンコスは、法令の改正、社会情勢の変化、またはチケットシステムの仕様変更等の理由がある場合、本規約を変更することができるものとします。
2. 埼玉ブロンコスが本規約を変更する場合、変更後の規約内容および適用開始日を、埼玉ブロンコスの公式 WEB サイト等へ掲載する方法により、あらかじめ申込者に告知するものとします。

第13条（管轄）

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判

所とします。

最終改定日：2026 年 7 月 1 日

さいたまブロンコスサプライヤー利用規約

本規約は、埼玉ブロンコス株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営するバスケットボールチーム「さいたまブロンコス（The Saitama Broncos）」（以下、「本チーム」といいます。）に関し、サプライヤーに適用される諸条件を定めるものです。

第1条（目的）

本規約は、サプライヤーが、本チーム運営事業を、自らの取り扱う物品又はサービスの提供により支援し、当社が本チームの活動においてサプライヤーの社名の掲出等を行うことにより、サプライヤーと当社相互の事業活動の進展を図るとともに、埼玉県におけるバスケットボールの普及・振興、スポーツ文化の振興、及び地域の活性化に寄与するため、本チームのサプライヤーとなること、及びその内容を定めることを目的とします。

第2条（本契約の成立）

1. サプライヤーになろうとする者（以下、「申込者」といいます。）は、本規約の内容に同意の上、当社所定の申込書を当社に提出するものとします。
2. 当社が前項の申込を承諾した時点で、申込者はサプライヤーとなり、サプライヤーと当社との間に本規約及び申込書の内容に基づく契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとします。
3. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申込みを承諾しない場合があります。
 - ① 当社グループに関する金銭債務の不履行、その他の契約等に違反したことがあるとき
 - ② 申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入漏れがあったとき
 - ③ 提供義務その他の債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - ④ その他当社が不適当と判断したとき

第3条（特典）

当社がサプライヤーに対し付与する権利（以下、「特典」といいます。）の内容、詳細、および諸条件については、当社所定の申込書または当社とサプライヤーが別途合意する書面（電子的なものを含みます。）に定めるものとします。

第4条（物品・サービスの提供等）

1. サプライヤーは、当社に対し、前条の特典付与の対価として、申込書に記載された

物品又はサービス（以下、「提供物品等」といいます。）を、申込書記載の予定日及び方法に従って無償で提供するものとします。

2. 申込書に記載された「参考評価単価」及び「合計評価額」は、当社及びサプライヤー間における本契約の価値を会計上適切に処理するための基準として合意されたものであり、原則として実際の金銭の授受を伴うものではありません。
3. サプライヤーは、本契約成立後、理由の如何を問わず、期間の途中で提供を中止することはできず、当社は受領済みの提供物品等の返還は一切行いません。

第5条（有効期間）

本契約の有効期間は、申込書において当社とサプライヤーが合意した期間とします。期間満了後の更新については、当社及びサプライヤーが別途協議の上、新たに書面（電子的な方法を含む）により合意するものとします。

第6条（権利及び義務譲渡の禁止）

サプライヤー及び当社は、相手方の書面による承諾なくして、本契約に関連して発生する権利及び義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又は承継させてはなりません。

第7条（運営権が移転する場合）

当社が、本チームを運営する権利を譲渡その他の事由により第三者に移転する場合、当社は、当該第三者がサプライヤーとの間で本契約と同一内容の契約を締結するよう努めるものとします。

第8条（契約解除）

1. サプライヤー及び当社は、相手方に以下の事由の一が生じた場合には、何らの通知催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - ① 申込書その他の書類に故意又は重過失による虚偽記載又は記入漏れがあった場合。
 - ② 提供物品等の提供が予定日から14日以上経過してもない場合。
 - ③ 自ら振出し又は引受けた手形又は小切手が不渡りになり、その他、支払不能の状態が生じた場合。
 - ④ 破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別清算の申立を行った場合。
 - ⑤ 重要な財産について、差押、仮差押又は仮処分を受けた場合。
 - ⑥ その他、債務の履行が困難であると認めるに足る相当の事由が生じた場合。
2. サプライヤー及び当社は、相手方が次の各号の一に該当した場合には、当該違反の是正を書面により指摘し、その後相当期間以内に是正されないときは、本契約の全

部又は一部を解除することができます。

- ① 本契約の条項の一にでも違反した場合（前項各号に定める場合を除く。）
 - ② 自己の信用、イメージを著しく失墜させ、又は相手方の信用、イメージを著しく失墜させた場合。
 - ③ その他、本契約の目的を著しく害する行為があった場合。
3. 前二項の解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げません。

第9条（秘密保持）

サプライヤー及び当社は、本契約の内容及び本契約を履行するに当たって知得した相手方及びその顧客その他の関係者に関する情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示してはなりません。但し、既に公知の情報や、独自に取得した情報等についてはこの限りではありません。

第10条（個人情報等の取扱い）

当社は、申込書に基づきお預かりした情報を、サプライヤーへの連絡、通知、及び本契約の履行のために利用させていただきます。

第11条（損害賠償）

サプライヤー及び当社は、本契約上の義務に違反して、相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、現実が発生した通常かつ直接の損害を賠償するものとします。なお、サプライヤー又は当社から相手方に対する損害賠償については、申込書に記載された当該シーズンの「合計評価額」を上限とします。

第12条（不可抗力による免責）

当社は、天候不良等による試合の中止、災害、感染症による緊急事態宣言、その他自己の責めに帰すべからざる事由によって特典が不能となった場合は、本契約に一切の変更を及ぼさないものとし、サプライヤーに対する損害賠償責任を負わないものとします。但し、当社は誠意をもって特典の代替を検討しサプライヤーと協議します。

第13条（反社会的勢力の排除）

サプライヤー及び当社は、自ら及びその役員等が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、確約します。不当な要求行為や業務妨害行為を行わないことを確約し、これらに違反した場合は何ら催告なく契約を解除されても異議を申し立てないものとします。

第14条（本規約の変更）

当社は、当社の判断により本規約を変更することができます。 変更にあたっては、効力発生時期の1ヶ月前までに、公式ホームページへの掲示等によりサプライヤーに通知するものとします。

第15条（協議）

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、誠意をもって協議の上解決するものとします。

第16条（裁判管轄）

本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めま
す。

最終改定日：2026年7月1日